新潟市 J-クレジット普及推進協議会設置要領

(名称)

第1条 この協議会は、新潟市 J-クレジット普及推進協議会(以下「協議会」という。) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、温室効果ガスの排出削減量・吸収量を国が認証する J-クレジット制度を活用し、環境に配慮した持続可能な農業を推進するとともに、プロジェクトで創出したクレジットにより、地域農業や企業の環境保全活動の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1)協議会の運営に関する業務
 - (2) J-クレジットの創出に関する業務
 - (3) J-クレジットの活用に関する業務
 - (4) J-クレジットの普及推進に関する業務
 - (5) その他協議会の目的を達成するために必要な業務

(組織)

- 第4条 協議会は、別表に記載する個人又は団体で構成し、団体については団体から選出された者が委員となる。
- 2 委員の任期は、就任の日が属する年度を含め3年とする。ただし、委員が任期 の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(役員の定数及び選任)

- 第5条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
- (2)副会長 2名
- (3) 監事 2名
- 2 前項の役員は、第4条1項の委員の中から、総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはあらかじめ会長が定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 監事は、協議会の業務執行及び会計の状況を監査する。

(オブザーバー)

- 第7条 協議会にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、その専門性を考慮し、必要な個人または団体を会長が指名する。
- 3 オブザーバーは、会長の求めにより、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会)

- 第8条 総会は、会長が招集し議事を進行する。
- 2 総会は、毎年度1回開催するほか、会長が必要と認めるときに臨時で開催することができる。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して、必要な資料の提出又は総会への出席を求めることができる。

(総会の議決方法)

- 第9条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、委員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

- 第10条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1)協議会設置要領の制定及び変更に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (4) 会計処理規程の制定及び変更に関すること。
 - (5) J-クレジット販売要領の制定及び変更に関すること。
 - (6) その他協議会の運営に関すること。

(書面又は代理人による表決)

- 第11条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知され た事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効と する。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第9条第1項及び第3項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を 行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務局は、新潟市農林水産部農業活性化研究センターに置く。
- 2 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(業務の執行)

第13条 協議会の業務の執行の方法については、この要領で定めるもののほか、 会計処理規程によるものとする。

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年3月27日から施行する。
- 2 令和5年度に選任された委員の任期は、第4条第2項の規定に関わらず、令和 8年度までとする。